ドイツ　第2－3回合併締約国報告の前の事前質問事項（JD仮訳）

2018年9月

障害者権利委員会

List of issues prior to submission of the combined second and third periodic report of Germany

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

**A. 目的と一般的な義務（第1条～第4条）**

1. 以下のための措置について情報を提供してください。

(a) 条約の確実な遵守のため、既存の法律および提案中の法案の見直しと審査を迅速に行う。

(b) 条約の実施を監視するための指標を作成し、配分された予算の情報を提供する。

(c) 条約、持続可能な開発目標を実施するための新たな政策、戦略、規制、行程表の開発と実施、および障害のある人に関係するその他の意思決定プロセスについて、障害のある人の代表組織との有意義な協議と参加を確保する。

(d) 民間行為主体を含むすべての行為主体による障害に基づく差別、特に合理的配慮の拒否を禁止し、法的・行政的な保障措置、効果的な救済措置、および不履行への制裁方法を示す。

**B.具体的な権利（第5-30条）**

**平等と無差別（第5条）**

2. 次の項目について、国および州レベルでの情報を提供してください。

(a) 障害のある人のための平等・差別禁止法とその実施に向けた統一的なアプローチを確保するための戦略。

(b) 障害のある人を差別する法律や慣行に異議を唱えるために利用できる法的手段。

(c) 前回の総括所見以降の、官民の関係者による合理的配慮の拒否と障害に基づく差別からの保護に関する報告件数のデータ（適用された制裁措置と与えられた補償を含む）。

3. 一般機会均等法（AGG）の改革、および民間のすべての分野に対する合理的配慮の規制と適用について、委員会に最新情報を提供してください。改革がどの部門を対象とするかを具体的に示し、取り組みの行程表と資金を示してください。

**障害のある女性（第6条）**

4. 障害のある女性および少女の積極的な参加、および条約の下での権利、特に教育、雇用、健康（性と生殖の健康と権利を含む）を含む彼らの権利の完全な享受のための戦略と法的措置、および性とジェンダーに基づく暴力から保護されるための情報を提供してください。性別に特化したデータや統計、および障害のある女性と少女の利益を保護する目的での、障害のある女性と少女の組織との協力の例を提示してください。

5. 障害のある母親および障害のある子の母親が雇用を獲得し、維持する力を持つことができるようにするための措置と利用できる有意義な支援について説明してください。

**障害のある子ども（第７条）**

6. 障害のある子どもに、家庭や裁判手続きを含めて有意義な自己表現や表現の自由を保障するための既存の仕組みを明らかにし、経済的支援やその他の支援についての情報を提供してください。障害のある子どもの支援団体がどのように相談を受け、このプロセスに関与しているかをお知らせください。

**意識の向上（第8条）**

7. 条約の適用を促進し、障害のある人に対する偏見や有害な固定観念と闘うために、特に法執行官、メディア、教育制度内の関係者を含むすべての公的機関や意思決定者の間で実施された、または予定されている体系的な措置について報告してください。

8. ドイツ語への正確な翻訳を含め、この条約の概念と理解が、行政上の決定や、国レベル、特に州レベルでの統一的な政策や立法の策定において、どのように考慮され、適用されているかについての情報を提供してください。

**アクセシビリティ (第9条)**

9. 国および州レベルでの障害のある人のためのあらゆる部門での施設やサービスが、合理的配慮に基づいて、そしてユニバーサルデザインの原則に基づいてアクセシビリティを確保するための、国の政策、戦略、および効果的な救済策についての情報を提供してください。また、以下についても情報を提供してください。

(a) すべてのレベルで適切に実施するために割り当てられた資源

(b) デジタルサービスへの平等なアクセスを確保するための措置

(c) モノとサービスの提供者について、民間と公共の間の区別をなくすために取られた措置

(d) イノベーション及び研究政策の枠組みの中で、ユニバーサルデザインによるアクセシビリティへの配慮について、産業界と有意義に協議するために取られた措置

(e) 前回の最終所見以降、アクセシビリティ基準の違反に対して課された金銭的制裁を含む制裁措置

10. バリアフリーの移動と交通インフラを国、州、市町村レベルで改善し、2022 年の期限までにアクセシブルな公共交通機関を実現するための具体的な行動に関する最新の情報を提供してください。

**危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）**

11. 次のことに関する情報を提供してください。

(a) 「バリアフリー緊急アプリ」についての説明と、機能障害の種類にかかわらず、全国どこででもすべての障害のある人が、これに毎日24 時間無料でアクセス可能であるかどうかを明らかにしてください。

(b) 災害リスク軽減戦略および人道的救済の設計および実施における障害者団体の有意義な協議および参加について説明してください。条約に沿った実際の実施状況を測定するための基準を用いて、どのように監視されているかを説明してください。

(c) 国および州レベルで、障害のある亡命希望者および難民を迅速に確認し、必要な場合には、アクセシブルな宿泊施設および支援サービスを提供するための法的措置およびその他の措置。

**法の下での平等な認識（第12条）**

12. 以下についての情報を提供してください。

(a) あらゆる形態の代理意思決定を廃止し、意思決定体制が条約に沿ったものになるようにするための法改正その他の戦略。特に現行の後見法の改革過程に、障害のある人の代表組織がどのように有意義に参加しているかを説明してください。

(b) 2015年以降も法定後見の対象となっている障害のある人に関する動向の分類されたデータ（性別、機能障害の種類別、州別）。

(c) 後見裁判所の裁判官、専門後見人、社会・保健分野の公務員を含む関連専門家を対象とした、障害者の権利と障害者権利条約に関する体系的な研修と教育。

**司法へのアクセス（第 13 条）**

13. 条約に関して司法制度に特別に割り当てられた人的・財政的資源、および、司法、検察、警察、刑務所の職員に対して、締約国が定期的に提供している条約に関する以下の教育・研修のための人的・財政的資源について教えてください。

(a) 国及び州レベルでの、障害の種類及び程度にかかわらずすべての障害のある人の、法の下での平等な承認及び司法へのアクセス。

(b) 平易な言語を含む情報へのアクセシビリテイ、および障害のある人、特に心理社会的又は知的障害のある人との対話。

(c) 手続き的配慮および年齢に応じた配慮の提供。

**身体の自由及び安全（第14条）及び拷問、残酷、非人道的若しくは品位を傷つけるような扱い又は刑罰からの自由（第15条）。**

14. 以下のために取られた国・州レベルでの法的措置とその他の措置を説明してください。

(a) 障害のある人の自由を剥奪し、同意なしに障害のある人に代わって行動することを可能にするすべての法律（ドイツ民法第 1906 条第 4 項を含む）を改革する。

(b) 特に障害のある子どもおよび心理社会的障害のある人の、機能障害を理由とする非自発的な入院または強制的な施設入所を防止し、排除し、その代替手段を促進する。

(c) 医療処置、電気ショック療法、隔離、および化学的、機械的、身体的拘束の使用を含め、障害のある人に対する自由かつインフォームド・コンセントなしの介入を効果的に禁止し、安全を確保する。

(d) 2018年7月24日のドイツ最高裁判所の判決（2 BvR 309/15 2 BvR 502/16）に照らして、委員会の勧告（CRPD/C/DEU/CO/1、第34項）及び拷問その他の残酷、非人道的又は品位を傷つけるような処遇又は処罰に関する特別報告者の勧告（A/HRC/22/53、第68項）を実施する。

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

15. 以下について情報を提供してください。

(a) まだ居住施設にいる障害のある人を含め、搾取、暴力、虐待からの障害のある人の保護を確保するために取られた法的措置を含むすべての措置。

(b)暴力や虐待の被害者となった障害のある人のための、避難所を含む施設やサービスにかかわる、独立した監視、資金、アクセシビリテイ。

(c) 障害のある女性や子どもに対する暴力の防止と保護のための期限付きの包括的な戦略（特にまだ精神保健施設で生活していて、自身で意見を表明できない人たちについて）。

(d) 国や州レベルで、障害のある暴力の加害者や潜在的な加害者を対象とした、治療的・予防的な取り組み、あるいはその計画。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

16. 以下について委員会に報告してください。

(a) 本人の同意なしに第三者の同意で人への不妊手術をいまだに認めている法律を廃止するための措置。

(b) インターセックスの子どもに関する勧告（CRPD/C/DEU/CO/1, 第 38項 (d)）を実施するための取り組み。

**移動及び国籍の自由（第18条）**

17. 「受入れセンター」が、アクセス可能な宿泊施設や情報をすべてのアクセス可能な形式で保証しているかどうか、また、 医療サービス、リハビリテーション、適切な個別支援サービスへのアクセスを保証しているかどうかを明確にしてください。国際保護のための申請者の受け入れ基準に関する指令 2013/33/EU、特に障害のある人に関する第 21 条を実施するための措置について教えてください。

**自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条 ）**

18. 以下のために採択された法的、政策的その他の措置、およびあてはまる場合にはその実施のための具体的な行程表について、国および州レベルの情報を提供してください。

(a) 国、州、市町村レベルで、地域社会の中での個別の自立生活のために、十分な数のアクセス可能で手ごろな価格の住宅の選択肢を含め、十分で持続可能な長期的な資金と支援を確保する。

(b) 特に知的障害のある人の施設からの地域移行を促進する。

(c) 現在、統合支援サービスによって提供される共同住宅に住んでいる障害のある人の介護保険給付への平等なアクセスを確保する。そして、自立して生活し、地域社会に参加するための自由な選択を保証するための措置を説明してください。

(d) 障害のある人の特性、状況、要求の評価に基づいて対人援助サービスを提供する。そして「機能障害の種類」、障害のある人の収入や家族の収入がこの評価に影響を与えるかどうか説明願います。このような規定について、国レベルと州レベルで違いがあれば、それぞれ明記してください。

19. 欧州司法裁判所判決（Case C 679/16）**[[1]](#footnote-1)**に沿った、障害のある人の地域社会での完全な移動の自由とインクルージョンを確保するための計画的な取り組みを示してください。

20. 高齢者向け住宅や介護施設に入居している 60 歳未満の障害のある人の州および市町村レベルの数を、年齢、機能障害、性別に集計したデータで提供してください。

**個人の移動 (第20条)**

21. 電動式移動支援装置を使用する者を含む障害のある人が公共交通機関にアクセスし、利用するために提供されている措置について説明してください。また、サービスの運休に関する情報を、すべての障害のある人が利用しやすい形で提供するための取り組みについても説明してください。

**表現・意見の自由および情報へのアクセス（第21条）**

22. 障害のある人のためのウェブサイト、テレビ、さまざまな公共・民間メディア、ソーシャルメディアを含む公共情報の利用可能性とアクセシビリティに関する戦略と行動計画、およびその具体的な行程表を説明してください。字幕および/または手話言語や音声解説を含む成人および子ども向け公共放送のテレビ番組の割合の最新データを提供してください。

**家庭と家族の尊重（第23条）**

23. 両親の片方または両方の障害を理由とした子どもの分離が法律で禁止されるのを早めるための措置や、障害のある子どもの両親や家族への地域での支援策を知らせてください。

**教育（第24条）**

24. 以下について情報を提供してください。

(a) 質の高いインクルーシブ教育に役立てるために、教育制度内およびその周辺のすべての専門家が十分に認識し、適切な研修を受けられるようにするための努力と行程表。

(b) 高等教育やスポーツ活動を含め、通常の学校で障害のある生徒への支援を保証するための適切なスタッフ、監督、研修を確保するために利用できる特定可能な資源。

(c) 通常の学校における障害のある教員・補助者の雇用を促進するための取り組み。

(d) 2009年以降、インクルーシブな環境への転換が行われた教育施設（数／割合／種類）

(e) 障害のある人が合理的配慮を利用して通常学校に通う権利を、保障措置付きの法的権利として保証している州

**健康（第 25 条）**

25. 社会法典、特に第 63b 項第 4 項 SGB XII の既存の規定に照らして、障害のある人のための医療施設やサービス（地域社会内のものを含む）への手ごろな価格での完全かつ平等なアクセスを確保するために取られた措置を説明してください。

26. 次の事項を明確にしてください。

(a) 健康に関する情報や教育が、すべてのアクセシブルな形式で利用できるかどうか。

(b) 障害に対する人権に基づくアプローチについて医療専門家や支援要員を訓練し、障害のある人、特に心理社会的または知的障害のある人に対する差別的で否定的な態度や固定観念を回避するための措置。

(c) 障害のある人、特に障害のある女性及び少女に対する医療処置が、障害のある人の自由なインフォームド・コンセントを得た上で行われることを確保するための保護策（侵害への効果的な監視と告発の仕組みを含む）。

(d) 一般差別禁止法（CRPD/C/DEU/1, 第213項）第 19 条などで、障害のある人が民間の健康保険へのアクセスを拒否される条件。障害や機能障害に関連した費用が法定の健康保険制度を通じてどの程度カバーされているか。国レベルと州レベルでの違いがあれば説明してください。

**ハビリテーションおよびリハビリテーション（第 26 条）**

27. 個別的かつ適切なハビリテーションおよびリハビリテーションサービスが、生活形態にかかわらず、障害のある人が生涯を通じてアクセシブルで手ごろな価格で利用できるようにするために採用された法的保護措置および適用される基準と戦略について説明してください。また、障害のある人の長期失業対策のためのハビリテーション／リハビリテーション対策についても説明してください。

**労働と雇用（第27条）**

28. 以下について情報を提供してください。

(a) 公共部門及び民間部門における開放的な労働市場における障害のある人の雇用率を高めることを目的とした、前回の総括所見以降の政策及び成果（具体的な措置及び職業訓練を含む）。

(b) 働く権利と雇用に関する制度の監視と評価の担当者として任命された者

(c) 2017年に連邦参加法（BTHG）が実施されて以来、現在民間企業が採用し、常用雇用している障害のある労働者の数。

(d) 職場へのアクセシビリティ。これには、法的措置や保護策を伴う苦情処理の仕組みに関する情報とその普及、統計、および割り当て雇用などの拘束力のある法律や政策への違反に対する効果的な制裁措置が含まれる。

(e) 失業や保護作業所での雇用から、障害のある人のための開放的な雇用への移行、雇用主が利用できるインセンティブ、および、一般労働市場に移行する障害のある労働者の割合に関する統計。

(f) 労働関連事項への障害者団体の有意義な関与、協議、代弁。

**相当な生活水準と社会的保護（第28条）**

29. 以下の情報を提供してください。

(a) 障害のある人、特に障害のある子どもや親のいる家族のための、障害に関連した追加的な費用をなくすための社会的保護措置。

b）貧困の危険にさらされている、あるいは貧困の中で生活している家庭の障害のある女性、若者、子どもを国の貧困削減戦略の対象とするための措置。

(c) 障害者統合支援給付金の請求に関する2017年連邦参加法（BTHG）の結果。

(d) 年齢に関係なく、特に65歳以上の障害のある成人に対する平等かつ同等の社会的・支援サービスの提供。

(e) 特に人口密度の高い都市部において、アクセスしやすく手頃な価格の住宅が不足していることに対処するための措置。

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

30. すべての障害のある人に選挙を含む政治的・公的生活に参加する権利を保証するために、とくに欧州、国政、州政、市町村の選挙で他の人と対等に投票する権利を保証するために、採択された立法措置およびその他の措置を明記してください。

31. 政治的・公的な意思決定の場における障害のある人、特に障害のある女性の効果的な参画を確保するための措置について教えてください。

**C. 特定の義務（31～33条）**

**統計とデータ収集 (第31条)**

32. 特に持続可能な開発目標のターゲット17.18およびワシントン障害者統計グループの短縮版の質問を考慮に入れ、ジェンダー別のデータを含むすべての障害のある人に関する適切な統計を確保するために計画されている障害者サンプル調査（2017年～2021年）を補完するための既存の対策について説明してください。

33. 障害のある人のための既存の社会・支援サービスに関する最新のデータを、雇用／非雇用の状況、年齢、性別に分類して提供してください。

**国際協力（第 32 条）**

34. 情報提供をお願いします。

(a) 現行の欧州障害戦略を実施し、評価し、それに貢献するための取り組み。

(b) 持続可能な開発目標の実施を含む「障害のある人のインクルージョンのための行動計画（2017年）の評価」の結論と勧告に取り組むための取り組み

(c) すべての国際協力プロジェクトにおいて、障害のある人の権利を体系的に分析し、障害のある人がどの程度利益を受けているかを評価し、障害のある人の代表組織との連携を評価するための措置

d）プロジェクトや研究におけるインクルーシブな開発協力を確保するための予算

**国内実施と監視（第33条）**

35. 指定された州の連絡先との調整と協力、および、国内および州レベルでの条約の実施に向けた努力における障害者団体の有意義な協議と関与に関する情報を提供してください。またこれら連絡先の活動と結果を評価するための努力について情報を提供してください。

36. 長期的な資金提供と支援を通じて独立した国立監視機構の能力を強化するための、各州レベルでの措置について説明してください。

**（翻訳：佐藤久夫・岡本明）**

1. http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text&docid=204403&pageIndex=0&doclang=EN&mode=req&dir&occ=first&part=1&cid=742060 [↑](#footnote-ref-1)